



関口 和夫会長

第2613回 例会

2015. 10. 29

会長あいさつ

週報 No.2058
発行 2015年 11月 5日
会長 関口 和夫
幹事 藤村 作
副会長 久保田 勲
副幹事 樋口 雅之
編集責任者
クラブ広報委員長 長沼 大策

皆さん、こんにちは。本日も、ご出席ありがとうございます。
さて、10月31日はハロウィンです。先週から、仮装をした人たちが見られます。ウィキペディアによれば元々は、ケルト人が起源と言われるお祭りです。ケルト人は1年の終わりを10月31日とし、夏の終わりを意味し、冬の始まりでもあり、死者の霊が家族を訪ねてくると信じられていました。また、有害な精霊や魔女から家を守るために、仮面を被り、魔除けの焚き火を焚いていました。このことにちなみ、31日の夜にカボチャをくりぬいた中にロウソクを立てて飾りました。ジャック・オー・ランタンは、「お化けカボチャ」「カボチャちょうちん」と言われ、オレンジ色のカボチャをくりぬき、ナイフで目、鼻、口をつけて、内側に火のついたロウソクを立てて飾ります。魔女やお化けに仮装した子供たちが近隣の家を1軒ずつ訪ねて「トリック・オア・トリート (Trick or treat) お菓子をくれないと悪戯するよ」と唱えます。「ハロウィン」の語源は、カトリック教会で11月1日に祝われる「諸聖人の日」の前の晩に当たることから、諸聖人の日の英語での旧称All Hallows's eve(前夜)、Hallows eveが訛ってHalloweenと呼ばれるようになったとされています。ハロウィンは、主に英語圏で行われ、ケルト人の国であるアイルランドでは、10月の最終月曜日は祝日となっており、学校ではこの週はハロウィン休みとなっています。アメリカでは、20世紀初頭には、社会的、人種的、宗教的背景には関係なく多くの人に受け入れられ、東海岸から西海岸へ広まりました。アメリカの文化が世界に広がるにつれて、アメリカ風のハロウィンの風習も伝わりました。ハロウィンのパーティーで行われるゲームとして「ダック・アップル (Duck Apple)」があります。水を入れた大きなたらいにリンゴを浮かべて、手を使わずに口でくわえてとるゲームがです。日本では、原宿のキデイランドが1970年代にハロウィン関連の商品の販売を開始し、1983年10月には原宿キデイランドが販売促進の一環として日本初のハロウィンパレードを開催しました。1997年10月31日には東京ディズニーランドで、仮装した人園者が集まる「ディズニー・ハッピー・ハロウィン」が開催され、現在では大きなイベントとして行われています。また、ハロウィンパレードとしては、JR川崎駅前の「カワサキ・ハロウィン・パレード」が、知られています。ここ

- 11月12日 地区大会に振替 (日時・例会場変更)
- 11月19日 会員卓話 齋藤 修弘会員
- 11月25日 上尾西R・上尾北R 合同例会(日程変更)

数年は菓子メーカーがハロウィン商戦に参入し、SNSの普及により、街中でハロウィンの装飾が見られるようになりました。日本では、クリスマスと同様に宗教的色彩は薄れています。仮装・コスプレのイベントとして、日本式にアレンジされたハロウィンが定着してきたようです。

例会主題 会員卓話

損害保険のこれから

宇多村 海児会員



一昨年前、いちど齋藤修弘会員と一緒に保険のお話しをさせていただきましたが、その時は生命保険に軸足をしてお話しをしましたので、本日は損害保険についてお話しいたします。お話し構成で、前半は現在の損害保険をとりまく状況・事情、後半は今後どのような損害保険が役に立つ場面がでてくるのかという見直しをお話ししたいと思います。

早速ですが来年平成28年5月29日に生命保険を含めて保険をとりまく環境が大きく変わります。保険業法が改正され、その施行が5月29日からとなっています。大きな2つの改正の柱がありまして、1つは代理業の義務が増えるということ、2つめはユーザーであるお客様がやっていたかなくてはならないことが増えるということです。

まず代理業の義務が増えるということですが、保険にお客様が加入する際、5~7項目について意向を確認するという作業をしています。この項目がさらに増え、結構詳細なことまで情報を提供しなければならない義務が課せられることになります。裏返してみると、問題があった際にお客様側が「このようなことは聞いていなかった」と言いづらくなる、言っても認められなくなるということになります。今までより確認事項が増えるということ、こと細かくお客様のニーズにそってご案内し、代理業側も真剣にお伝えし、お客様側としても一切漏らさず説明を聞いていただかないといけません。また70歳以上の方からご契約いただく場合には、必ず家族・親戚1人以上の同席が必要になります。

保険業法が改正されるというのは、必ずそのきっかけとなる事柄がありました。きっかけは外資系の保険会社

幹事報告

藤村 作幹事

- ◆11月のロータリーレートは1ドル120円です。
- ◆10/25に行われた「彩の国日の祭典2015」のお礼が届いています。
- ◆ソウル国際大会の暫定スケジュールがWebで公開されたそうです。
- ◆皆さんにも「認知症フォーラム」についてお配りしました。11月15日、地区大会ですが一般の方にも声をかけて皆さんで認知症について考えていただきたい、ということです。
- ◆訃報です。鴻巣水曜RC、2007-08年度会長だった井田喜代志さんが10月22日に71歳で亡くなられたそうです。



委員長報告

親睦活動委員会 宇多村海児委員長

11月19日(木)夜間例会の後、春日孝文新会員の歓迎会を催したいと考えています。詳細は追ってお伝えいたします。よろしくご参加のほどお願い申し上げます。

が特定の代理店と、公平性に欠く契約を断続的に行っていたことです。このようなことのないよう、複数の保険を扱う代理店は合理的に保険の内容を説明しなればならず今回の改正につながったわけです。

今後どうい保険が役にたつ場面が予測されるかという話に移ります。損害保険と言えば自動車保険、火災保険、傷害保険、各種賠償保険があり、特に自動車保険、交通事故のお話しをします。今までの交通事故で被害者に対して支払った最高額は5億800万円です。被害者は眼科医、41歳のお医者さんで、加害者はタクシーでした。保険会社が提示する賠償額は間に合わず裁判になりました。67歳まで働けるとして生涯の収入額を被害者側は求めましたが、このお医者さんは酷罰していたため過失が6割あり、裁判で4割ほどの金額になりました。この判例をお伝えしたのは、通常いまま賠償するという点に関して保険が役に立つとしたら専門的な保険が多かったのですが、ここにきて賠償する場面が専門的な分野の方でなくいろいろなところの賠償でできる機会があるのではないかと世の中の流れになってきているのかなと個人的に思っているからです。

20数年前にアメリカのマクドナルドで、熱いコーヒーをこぼして治療を受けた方が訴え、こぼしたら治療を要するほどの熱さになっているにもかかわらず、コーヒーに注意書きが書かれていないとして裁判になり、その被害者には1億ほど支払われる判決になって、訴訟社会の象徴的な事件として伝わりました。よく日本は数十年遅れてアメリカの文化・社会慣行がくると言われます。当時のほとんどの日本人はきっと、日本でもこんなことまで保険業界では賠償が注意しなければいけないキーワードになっています。

さらに前回の卓話でもお話ししましたが、自転車運転中の事故は、本人だけでなく、たとえばお子さんが事故を起こすと賠償判決で親がなんとかしなければならない場合もあります。保険の賠償額で相手が納得すればいいのですが、相手が納得しないと保険でまかないきれない場合があります。そのようなケースになったら、そこから先は保険屋の腕の見せ所かなと私は思っています。賠償に関しているいろいろなところにリスクの種が転がっていると頭の隅に置いていただければと思います。

本日はご清聴、ありがとうございました。

宇多村会員、卓話ありがとうございました!



マイナンバーについて

関口 和夫会長

今週あたりから法人にマイナンバーが送られてきています。マイナンバーは法人と個人で扱いが違います。法人は公に公開されます。謄本をとると同じように第3者が知ることが出来ます。個人は個人情報保護法に基づき使用目的が限定されることがありません。

まずマイナンバーの記載が必要となる主な届出書ですが、社会保険関係では健康保険・厚生年金関係、雇用保険、法定調書関係では給与所得の源泉徴収票や報酬、料金、契約金および賞金の支払調書、不動産の使用料安堵の支払調書です。毎年1月31日までに税務署に提出する資料がありますがそちらに番号を記載することになります。そして源泉所得税関係で、給与所得者の扶養控除等の申告書があるので、本人および扶養家族の番号を知る必要があります。この番号を覚えて年末調整を行います。

各市町村からそろそろ発行され、各自に番号が記載された書類が届きます。それが届いたら年末調整が必要になります。各従業員からマイナンバー情報を取得しなければならなくなっています。

その情報を得た場合に本人確認が必要になります。ずっと雇用している人の確認をするのはおかしな話になりますが、マイナンバーの通知カードがあり、あるいは個人番号カードを添付いただきます。番号カードは3種類の方法があるのでそこから取得していただきたいと思

います。

この情報を得るのは、雇用者、役員、情報を扱う部署の方になっています。情報を扱う従業員が取得する必要がある場合は、その方が責任をもって書類を保管する

義務が発生してきます。マイナンバーの提出を拒まれた場合、法令で定められた義務である周知・説得してそれでも拒まれたら届出書の提出先に相談することになります。

届出書の様式に従って書いて書いて、本人確認をチェックし、誰が書いたか記載して保管していただきます。保管方法はいろいろあり、各事業所で保管したり、委託先のコンビニの中などがあります。

今までA4の1/4だったのですが、マイナンバーがでるとおさまりなくなりA4の半分のサイズになって使われることとなります。これは28年分からになります。

まずはマイナンバーのさわりの部分をお話しさせていただきました。ありがとうございました。

関口会長、ありがとうございました!

ロータリーフェスタ2015に行ってきました!

2015. 10. 25 於:JR浦和駅東口、パルコ前広場



スマイル

関口会長 / 久保田副会長 / 藤村幹事 / 武重会員 / 大塚信郎会員 / 小林会員 / 富永会員 / 齋藤重美会員 / 井上会員 / 萩原会員 / 尾花会員 / 名取会員 / 齋藤哲雄会員 / 宇多村会員 / 古賀会員 / 長沼会員 / 齋藤修弘会員 / 北村会員 / 門崎会員

出席率		
出席 会員数	38	出席数 21
欠席 欠席数	17	(%) 55.26
前回回確定		欠席数 4
修正(%)	89.47	(M・U) 3

例会日 毎週木曜日 12:30~13:30 事務所 〒362-0035 埼玉県上尾市仲町1-8-31 新和エクセルビル303

例会場 東武パレットホール4F(ボリアス) TEL 048-775-7788 / FAX 048-776-9799

